

学校いじめ防止基本方針

蓮田市立黒浜北小学校

平成26年3月制定

平成30年4月2日一部改訂

令和4年4月2日一部改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法第2条」の定義より）

2 いじめの基本認識

- いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であるということ。
- いじめは、人間として絶対に許されない行為であるという強い認識をもつこと。
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応には、学校全体をあげて取り組むこと。
- 学校、保護者、行政、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力して取り組むこと。

3 いじめ防止に向けた基本理念

児童が主体的に行動し、だれもが安心して生活できる学校づくり
～学校・家庭・地域で守ろうみんなの人権～

4 いじめ防止の具体策

（1）いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

特に、道徳教育、人権教育、児童指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通して、いじめは決して許されるものではないことを認識し、いじめ防止に努める。

□学習指導の充実

- ・学業指導の充実として、「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

□道徳授業の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳的実践力を育成する。

- ・「人として、してはならないこと、すべきこと」を教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

□特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にす心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な学習活動を計画的に行う。

□その他

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて具体的に指導する。（人権作文・標語づくり等、講話、学校だより、学級通信等）
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように不適切な言動に注意する。（教職員倫理確立委員会）
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。
- ・学校教育目標である「～ともに伸びる子～まなびアップ・こころアップ・げんきアップ」の日常的な実践に心がける。（教育活動全体）
- ・学校として特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

（2）保護者地域との連携

- ・学校のホームページ等を通して、保護者・地域に対して学校のいじめに係る対策等について周知する。
- ・ネットいじめの対応については、インターネットのもつ利便性や危険性についてしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について研修の場を設ける。
（保護者対象「携帯・スマホ教室」の開催）
- ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

（3）職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

□いじめ防止等のための職務別ポイント

《学級担任》

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・新型コロナウイルス感染症や性的マイノリティ（LGBTQ）等についての理解を深めさせ、差別は絶対に許されないことであると指導をする。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、些細な兆候も、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを軽視することなく、積極的に認知していく。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、柔軟な対応による対処も可とする。

《養護教諭・保健主事》

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導主任》

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から、関係機関等と情報交換や連携がとれるようにしておく。

5 いじめ防止対策の組織

(1) 「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」の設置

【構成員】

- ・校長、教頭、主幹教諭（教務主任）
- ・特別支援教育コーディネーター
- ・生徒指導主任・教育相談主任、養護教諭 等
- ・必要に応じて関係教職員

【委員会】

- ・定例会を月1回開催を原則とし、必要に応じて臨時の委員会を開催する。

【内容】

- ・各学級における課題となる児童の情報交換や対応について協議する。

(2) 職員会議における情報交換・共通理解

- ・毎月、職員会議時に生徒指導主任を中心とした「生徒指導報告」を位置づけ、全教職員による情報交換と共通理解を図る。

6 いじめの発見と対応

(1) いじめの芽の早期発見

いじめを早期に発見するためには、学級担任、教科担任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。

□いじめの発見

【日常の観察から】

- ・交友関係の変化
- ・体調の変化や表情の変化
- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・欠席状況、遅刻・早退の状況
- ・持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・金銭の使い方の変化

- ・保健室への訪問回数等

【本人・保護者等からの訴えから】

- ・いじめを相談しやすい体制づくりとして、いじめに悩んだときの相談方法についてのリーフレット配布
- ・定期的なアンケート調査の実施
- ・教育相談の充実
- ・相談箱の設置(校長室前)
- ・家庭訪問や個人懇談での情報交換

【教師による直接の発見から】

- ・職員会議後の情報交換の場の活用
- ・特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーによる助言の活用
- ・養護教諭と情報を共有できる体制づくり

(2) いじめの早期対応

- いじめのサインに気付いた場合、大きな問題に発展しないように速やかに「予防的介入」を行う。

- ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
- ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。
- ・「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」を立ち上げる。
- ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
- ・ふれあいの時間を大切にするとともに、居がい感のある学級づくりに努める。

- 本人・保護者等から、いじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。

- ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞いてやるなど、安心感を与える。
- ・本人の苦痛を親身になって聞いてやるなど、理解を十分に示す。
- ・いじめが解決するまで、最後までしっかり守ってやることを伝える。
- ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
- ・担任・学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
- ・特に、保護者の訴えに対しては、担任のほかに複数の教師で対応する。

- 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応を行う。

- ・いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。
- ・いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
- ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
- ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。
- ・当該いじめに関する情報を速やかに「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」に報告し、組織で対応する。

- いじめていた児童・保護者への対応

- ・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
- ・いじめていた児童に対しては反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別のかかわりを継続的に持つ。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。

■いじめられていた児童・保護者への対応

- ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
- ・二度とこのようないじめがないよう指導の徹底を図ることを約束する。
- ・いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう守ってやることを約束する。

(3) いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

(4) ネットいじめの対応

- ・ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、「校内サポート委員会(いじめ対策委員会)」で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに岩槻警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、岩槻警察署と連携して対処する。

(6) 重大事態への対応

- いじめ重大事態調査の手法等については、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照する。

一重大事態とは一

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると思われる場合
 - (例) ・児童が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。)

- 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たる。
- 児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。
 - ・市教育委員会に報告するとともに、直ちに岩槻警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - ・当該いじめの対処については、市及び県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」が中心となり、学校組織をあげて行う。
 - ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
 - ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。
 - ・当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
 - ・「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」で再発防止案をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

7 いじめの概要説明と今後の対応

- (1) 校長は、職員打合せ等で職員に事故の概要について説明するとともに、生徒指導の徹底を図るよう指示する。
- (2) 校長は、必要に応じて朝会などを利用し、いじめ問題について取り上げる。
- (3) 校長は、必要に応じて保護者あて通知を作成し、保護者の啓発を図る。
- (4) 道徳教育、学級活動、生活指導等を通じて、人権尊重や生命尊重の精神、善悪の判断等の倫理観の育成に努める。
- (5) いじめ問題は、当事者間の問題だけでなく、学級や学年全体の関連として取り上げ、根絶に向けて緊急に対応する。
- (6) 「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」が中心となり、今後の対応策を検討する。
- (7) いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。
- (8) 必要に応じて、PTA、関係機関の協力を得る。
- (9) 学校は、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向、公表をした場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う。公表を

行う場合は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

8 いじめの解消

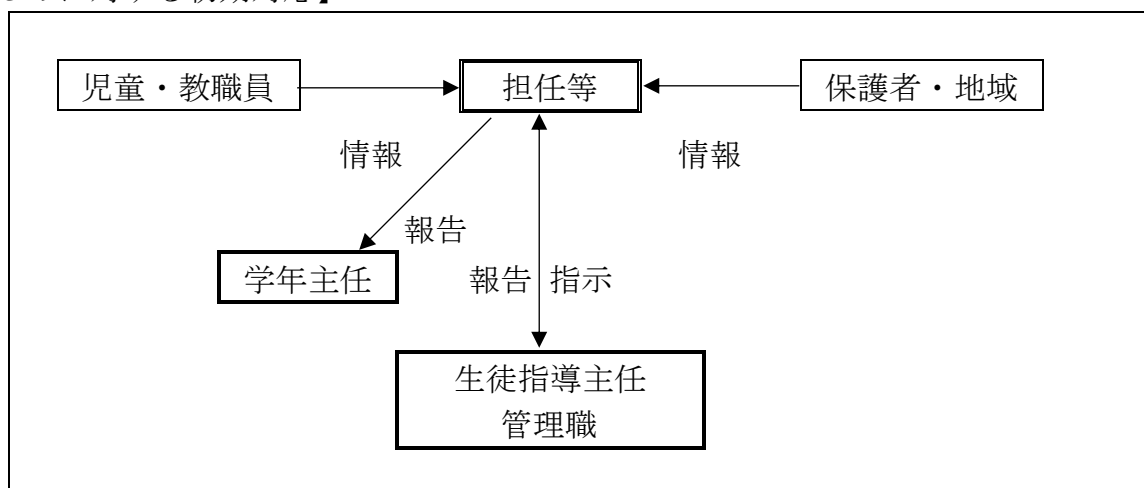
(1) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することなく、いじめを受けた子供及びいじめを行った子供を日常的に注意深く観察する。

(2) いじめが解消している状態とは、

①いじめを受けた子供に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。

②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

【いじめに対する初期対応】



【重大事象への対応】 ※別項参照

【関係諸機関】

- 蓮田市教育委員会 (学校教育課) 048-765-1729
- " (学校総務課) 765-1727
- " (学務課) 765-1728
- " (子ども支援課) 765-1706
- 岩槻警察署 757-0110
- 黒浜西交番 769-9969
- 東部教育事務所いじめ非行防止 737-2733
- 県教育局生徒指導・いじめ対策担当 830-6908

【いじめ関連年間行事予定】

実施時期	教職員	児童	保護者
4月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例） ・学級懇談会①	・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月） ・学級懇談会①
5月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例） ・家庭訪問	・なかよしアンケート① ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月） ・家庭訪問
6月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例）	・人権作文づくり① ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月）
7月	・校内ネット委員会（全体会） ・職員会議（定例） ・学級懇談会②	・人権標語づくり① ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月） ・学級懇談会②
8月	・職員会議（定例） ・生徒指導研修会 ・蓮田市人権研修会		
9月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例）	・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月）
10月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例）	・人権標語づくり② ・なかよしアンケート② ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月）
11月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例） ・個人面談（5日間）	・人権関連ビデオ視聴 ・人権作文づくり② ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月） ・個人面談
12月	・校内ネット委員会（全体会） ・職員会議（定例）	・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月） ・学校評価（保護者）配布
1月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例） ・巡回相談全体研修会	・人権標語発表（朝会） ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月）
2月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例） ・学級懇談会③	・なかよしアンケート③ ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月） ・学級懇談会③ ・学校評価結果公表
3月	・校内ネット委員会（全体会） ・職員会議（定例）	・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月）
その他	・管理職教室訪問（毎日） ・朝会時の講話（生活目標） ・生徒指導部会（臨時） ・携帯(スマホ)教室 ・巡回相談	・携帯(スマホ)教室 ・「権利の熱気球ゲーム」（5年）	・携帯(スマホ)教室